

第3 補助金等の交付基準

1 補助対象の明確化

〔変更前〕

- ② 公平性の観点から、町税や保険料等（※）の滞納者への補助はしないこと（団体においては、役員等主導的立場にある者が滞納している場合）。

※保険料等：介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料など、町が有する地方自治法第231条の3第1項に規定される債権（公債権）



〔変更後〕

- ② 公平性の観点から、町税その他の町に対する債務において、その納期限までに納付していない者（法人も含む。以下「滞納者」という。）への補助はしないこと（任意団体においては、役員等主導的立場にある者が滞納者である場合）。

【変更内容】

- 町税、保険料等（公債権）と限定していましたが、限定を外しました。
- “法人も含む” ことを追記しました。
- 滞納者の定義を明確化しました。
- “団体” について “任意団体”（法人格がないもの）と明確化しました。